

都城市立地適正化計画改定業務委託 実施要領等に関する質問及び回答

令和7年6月27日時点

番号	日付	対象書類	項 目	質 問	回 答
1	6月24日	特記仕様書 P.4	第1章 総則 第18条第2項	受注者は、以下の認証基準に従い、個人情報保護及び情報セキュリティ対策を行うものとする。とありますが、以下の(1),(2)いずれかの資格を取得していればよろしいでしょうか。それとも両方の資格を取得していることが必要でしょうか。お示しください。 (1) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS:JIS Q 27001) (2) プライバシーマーク(P マーク:JIS Q 15001)	(1)又は(2)のいずれかの認証取得で可とします。
2	6月26日	特記仕様書 P.4	第1章 総則 第18条第2項	受注者は、以下の認証基準に従い、個人情報保護及び情報セキュリティ対策を行うものとする。 (1) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS:JIS Q27001) (2) プライバシーマーク(P マーク : JIS Q15001) とありますが、これらの登録証提出の有無が記載されておりません。 提出が必要な場合は、参加表明書提出時、技術提案書提出時、受注後のうちどの時点で提出すべきかお示し願います。	情報セキュリティ対策の取得状況については、参加表明時に確認を行います。 参加表明書に登録証の写しを添付するか、又は取得状況が分かる会社パンフレット等の提出でも代用可とします。
3	6月27日	実施要領 P.2	6 参加資格要件 (6)	同種または類似業務の実績について、同種業務が「防災指針を含む立地適正化計画の策定又は改定業務」とありますが、“防災指針を含まない”立地適正化計画の策定または改定業務の場合、類似業務の扱いとなるのでしょうかお示し願います。	ご理解のとおりです。 類似業務として扱います。
4	6月27日	特記仕様書 P.5-6	第2章 業務内容 【令和8年度】 (1)ウ	(1)立地適正化計画見直し検討(その 2)ウ 誘導施策の追加検討(その 2)) ① 現況分析について、本項目は誘導施策を検討する項目となっており、現況分析とはどのようなものを想定されていますでしょうか具体的にお願いします。	中心市街地における高度利用化・建替え促進に向けた規制緩和策検討に資する現況分析として、まちなか区域における建築状況や容積率の使用状況の確認などを想定しています。

5	6月27日	特記仕様書 P.6	第2章 業務内容 【令和8年度】 (2)ア	(2)防災指針(その2)ア 防災指針検討(その2)項目が③から始まっており、①②の記載がありません。記載の誤りでしょうかお示し願います。	【令和7年度】(2)防災指針検討(その1)アと連動した業務であるため、防災指針検討(その1)からの続き番号で記載しています。 【令和8年度】(2)防災指針(その2)の業務としては、「①から④」と読み替えていただいて構いません。
6	6月27日	特記仕様書 P.6	第2章 業務内容 【令和8年度】 (2)	(2)防災指針検討(その2)関係課・関係機関へのヒアリング結果を基に整理するとありますが、ヒアリング結果は本業務とは別に提供いただけるものと考えてよろしいでしょうかお示し願います。	ご理解のとおりです。 なお、関係課・関係機関とのヒアリングに同席いただくことも可能です。
7	6月27日	様式第9号	監理技術者・照査技術者・技術者の経歴等調書	⑥手持ち業務の状況(令和7年5月30日現在)について、手持ち業務すべて記載すればよろしいでしょうか。それとも同種・類似業務別の記載欄があることから、同種・類似の業務のみの記載でよろしいでしょうか、お示し願います。	手持ち業務は、同類・類似も含め、すべて記載してください。
		(以上)			